

議案第60号

財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル 用地）について

次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル

2 相手方

鳥取市東品治町106番地

鳥取バスターミナル株式会社

3 貸付期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

4 貸付金額

バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付に係る土地の国有資産等
所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付金

の額のいずれか高い額

5 理 由

バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。